

川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3号に規定する川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「策定事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 策定事業は、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の状況及びニーズに応じ、自立目標、支援内容等について自立支援計画書を策定し、きめ細やかで継続的な就業等支援を実施することで、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者でない者で就業等による自立に対する意欲があると認められるもの。ただし、児童扶養手当受給者ではない者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれるものについて必要と認める場合には、対象とすることができる。
- (2) 川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条に基づき、高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする者
- (3) 川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第8条に基づき、自立支援教育訓練給付金に係る対象講座の指定を受けようとする者
- (4) 川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第

9条に基づき、受講修了時給付金に係る対象講座の指定を受けようとする者

(5) その他川崎市長が必要と認める者

(母子・父子自立支援プログラム策定員)

第4条 母子・父子自立支援プログラム策定事業を行うに当たっては、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置する。

2 策定員は、自立支援プログラム策定の申込（様式第1号）を受けてから、面談結果を踏まえて、自立に向けた課題を相談者と策定員が一緒になって整理し、かつ分析し、子育て・生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を策定し、対象者のニーズに応じたきめ細やかで継続的な就業等による自立支援を行うことを職務とする。

(利用料)

第5条 策定事業の利用料は、無料とする。

(事業の内容等)

第6条 策定員は、本事業の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 対象者の自立に係る相談について、電話相談及び面接相談を行い、必要に応じて、要綱第3条第1号及び第2号に規定する事業の活用、関係機関の紹介等の助言、情報提供等を十分に行う。

(2) 対象者の生活、子育て等の状況並びに就業等による自立に向けた課題及び阻害要因等を把握することにより、自立目標及び支援内容を設定した計画書を作成する。

(3) 対象者の意向や意欲等を十分考慮し、対象者に対して、川崎市が実施する母子家庭等自立支援制度の活用について十分な説明、助言等を行い、子育て・生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた計画書の作成を受け付ける。

(4) 対象者の計画書に沿って、要綱第3条第2号に基づく川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業による支援及び公共職業安定所等関連機関との連携により、必要に応じて対象者の求職活動を支援するために、継続的な支援を行う。

(5) 計画書を作成した後、対象者が生活保護受給者となった場合は、計画書の写しを生活保護主管部署に送付し、生活保護技能習得費の相談に繋げる。

(6) 対象者の決定に関わる各種連絡調整及び統計資料の作成等を行う。

(状況の把握)

第7条 策定員は、適宜、対象者の生活、子育て、就業等についての課題克服、就業等による自立の状況等を確認し、計画書（継続用紙）に記録し、必要に応じてプログラムの見直しを行うものとする。

2 策定員は、プログラム策定に基づく支援により目標を達成した場合であっても、対象者からの相談があった場合には継続して相談に応じられるよう体制を整えておくものとする。

(支援の見直しと中止)

第8条 策定員は、対象者が支援開始から4か月を経過しても就業に至らない場合は、支援状況を確認し、就業に至らなかった理由を明確にし、支援の見直し又は中止を検討することができる。

2 前項の規定により支援の見直しをすることとした場合は、計画書を見直し、必要に応じて計画書を修正するものとし、支援の必要がないと判断した場合は、支援を中止するものとする。

(関係記録の管理・秘密の保持)

第9条 策定員は、本事業において作成した関係記録を適正に管理し、及び保管し、対象者の秘密を保持しなければならない。

(関係機関との連携等)

第10条 策定員は、本事業を行うにあたり各関係機関との連携、協力、情報交換等を緊密に図るよう努めなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。